

【令和8年度】
第1回我孫子市地域公共交通協議会
兼
交通会議



令和8年5月29日

日時：令和8年5月29日
午後2時00分～4時00分
場所：議会棟 第一委員会室

次第

○会長あいさつ

○事務局紹介

○第1回 我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議

協議事項

1. 令和7年度 我孫子市地域公共交通会議の決算について
2. 令和8年度 我孫子市地域公共交通会議の予算(案)について
3. あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)について
4. 平和台線廃止及びあびバス平和台ルートの実行について

報告事項

1. あびバスの利用状況
2. あびバス栄・泉・並木ルートの実邦病院乗り入れについて
3. 令和8年度我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金について

協議事項1 令和7年度 我孫子市地域公共交通会議の決算について

○決算書

【収入】

款	項	目	決算額	予算額	収入内容
01 負担金	01 負担金	01 負担金	15,827,000	15,827,000	我孫子市からの負担金
02 国庫支出金	01 国庫補助金	01 国庫補助金	0	0	
03 繰越金	01 繰越金	01 繰越金	0	0	
04 諸収入	01 諸収入	01 諸収入	15,663	0	利息
(合計)			15,842,663	15,827,000	

【支出】

款	項	目	節	決算額	予算額	追加予算額	支出内容等	令和6年度支出実績	
01 総務費	01 総務管理費	02 事務局運営費	03 旅費	0	0	0		0	
			04 需用費 食料費	0	0	0		6,760	
			04 需用費消耗品費 印刷製本費	9,836	60,000	0	コピー用紙 A3 2500枚×2箱 ガチャ玉 500発×1箱 収入印紙 200円×1枚	59,934	
			05 役務費手数料 通信運搬費	24,430	27,000	0	銀行振込手数料 11,110円 切手 110円×39枚 レターパックライト 430円×21枚	51,254	
02 事業費	02 事業推進費	★政策	03 調査研究費	06 委託費	0	0		0	
			04 実証運行	07 実証運行委託費	13,400,504	14,740,000	0	初期費用(経路変更):810,040円 運行経費(R7.4月~R8.3月):12,581,824円 バス停賃借料:8,640円	8,411,406
			05 免許証返納支援	08 免許証返納支援	578,400	1,000,000	0	タクシー利用券負担金:578,400円	5,857,311
			06 UDタクシー支援	09 UDタクシー支援	0	0	0		487,080
03 予備費	01	01	01 予備費	0	0	0	0		
(合計)				14,013,170	15,827,000	0		14,873,745	

【戻入】 収入額合計 15,842,663 円－支出額合計 14,013,170 円＝戻入額 **1,829,493 円**

○監査報告書(写)

我孫子市地域公共交通会議

令和7年度監査報告書

我孫子市地域公共交通会議

会長 渡辺 健成 様

我孫子市地域公共交通会議の令和7年度歳入歳出決算に関する会計書類について監査したところ、適正に処理され、決算報告書のとおり相違ないことを確認しました。

令和8年5月1日

我孫子市地域公共交通会議

監査委員 柏崎 房男

○監査報告書(写)

我孫子市地域公共交通会議

令和7年度監査報告書

我孫子市地域公共交通会議

会長 渡辺 健成 様

我孫子市地域公共交通会議の令和7年度歳入歳出決算に関する会計書類について監査したところ、適正に処理され、決算報告書のとおり相違ないことを確認しました。

令和8年 5月 1日

我孫子市地域公共交通会議

監査委員 今井 滋

協議事項2 令和8年度 我孫子市地域公共交通会議の予算(案)について

○予算書(案)

【歳入】

款	項	目	令和8年度	令和7年度	備考
			金額	金額	
01 負担金	01 負担金	01 負担金	15,193,000	15,827,000	我孫子市からの負担金
02 国庫支出金	01 国庫補助金	01 国庫補助金	0	0	
03 繰越金	01 繰越金	01 繰越金	0	0	
04 諸収入	01 諸収入	01 諸収入	0	0	利息
(合計)			15,193,000	15,827,000	

【歳出】

款	項	目	節	令和8年度		令和7年度
				金額	内容	金額
01 総務費	01 総務管理費	02 事務局運営費	03 旅費	0		0
			04 需用費 食料費	0		0
			04 需用費 消耗品費 印刷製本費	51,000	消耗品 コピー用紙 A4 2500 枚×15 箱 コピー用紙 A3 2500 枚×2 箱	60,000
			05 役務費手数料 通信運搬費	22,000	切手代 6,930 円(110 円×21 人×3 回) 振込手数料 15,000 円(R6 年度実績参考)	27,000
02 事業費	02 事業推進費	03 調査研究費	06 委託費	0		0
		04 実証運行 ★政策	07 実証運行委託費	14,120,000	布佐ルート実証運行バス バス停用地使用料	14,740,000
		05 免許証返納支援	08 免許証返納支援	1,000,000	タクシー利用券 1,000,000 円	1,000,000
		06 UD タクシー支援	09 UD タクシー支援	0		0
03 予備費	01	01	01 予備費	0		0
(合計)				15,193,000		15,827,000

協議事項3 あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)について

○目的

各地域拠点へアクセスしやすい地域公共交通ネットワークを形成し、利用者の利便性を向上させることを目的に、あびバス乗り継ぎに関する適用範囲を変更するものです。

○経緯

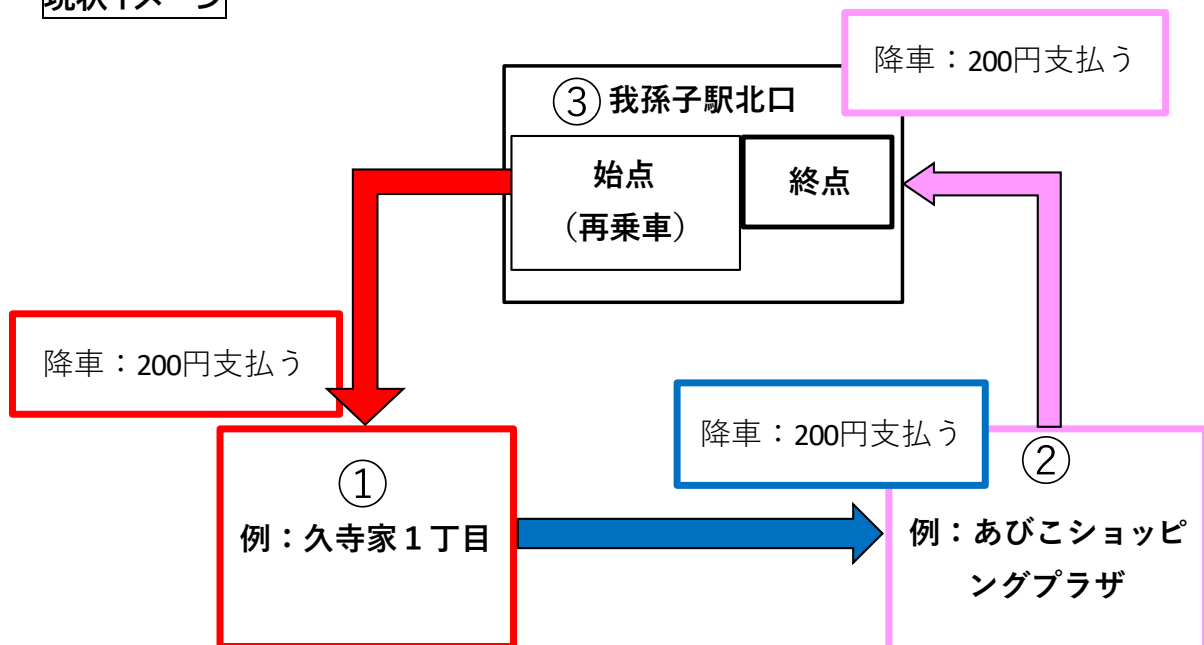
あびバスでは、平成19年1月1日から、他のルートに無料で乗り継ぐことを可能にする当日限り有効な「あびバス乗り継ぎ券」(以降「乗り継ぎ券」)を発行しています(阪東自動車が運行するあびバスに限る)。

しかし、あびバスのうち、地域を一筆書きで循環運行している「根戸ルート」、「布施ルート」、「栄・泉・並木ルート」では、例えば自宅から病院や買い物に行くときは、行きの乗車で運賃200円を支払い、帰りでは、終点の我孫子駅北口で降車して運賃200円を支払い、さらに再乗車して自宅付近のバス停までの運賃200円を支払うことになり、往復で合計600円の運賃がかかるケースが発生しています。(下図参照)。

このため、循環型ルートのあびバスについて、通院や買い物であびバスを利用した際に往復400円で自宅に帰宅できるよう、乗り継ぎ券のサービス範囲を拡大することについて協議するものです。

※現在の適用範囲

現状イメージ



例：自宅からあびこショッピングプラザまで買い物に行くと、運賃が合計600円かかる

○乗り継ぎ券の適用範囲拡大(案)

始点と終点が同一となる循環型ルートで運行するあびバスにおいて、終点から「次便」に乗り継ぎ、終点より前のバス停にて降車する場合には、乗り継ぎ券を発行し1回限り無料とします。

なお、利用者は、乗り継ぎ券を必ず乗車時に提示することとし、紛失については再発行しません。

また、不正利用が認められた場合は、適正運賃をお支払いいただきます。

【対象ルート】

- 根戸ルート(運行事業者:(株)ニュー東豊)
- 布施ルート(運行事業者:阪東自動車(株))
- 栄・泉・並木ルート(運行事業者:阪東自動車(株))

※他ルートへの乗り継ぎについては、全ルートが対象です。

【適用日】

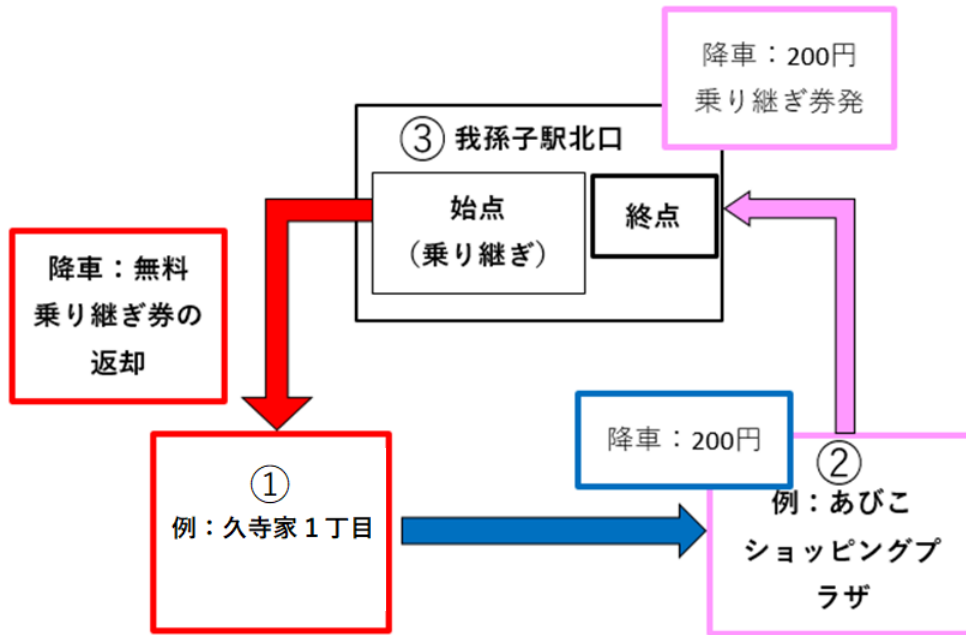
令和8年7月1日(予定)

○運用開始までの経過及び今後の予定

平成19年 1月 1日	・「あびバス乗り継ぎ券」発行開始(阪東自動車)
令和 8年 3月19日付	・第4回地域公共交通協議会兼交通会議(書面開催)にてパブリックコメントの実施を報告 (あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)について)
// 4月 1日~30日	・パブリックコメント(意見:なし)
// 5月29日	・第1回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議・交通会議分科会開催
// 7月 1日	・運用開始

※適用範囲を拡大した場合

変更後のイメージ(例:あびこショッピングプラザに買い物に行くと、終点で同じルートに乗り継ぎして自宅まで往復400円で帰宅できる)



① あびバスに乗車するとき



- ※ ICカードの場合はタッチ
- ※ 現金払いの方はそのまま乗車

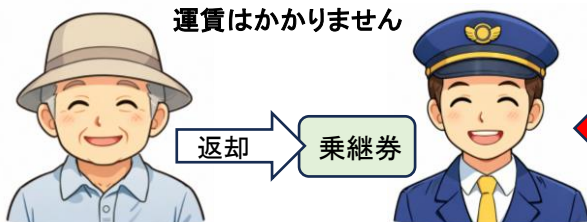
② 降車するとき

- A. 他のあびバスに乗り換える
- B. 終点から次の便に乗り継ぐ



- ※ 運賃(200円)を支払います。

④ 目的のバス停で降りるとき



- ※ バスを降りる際に乗り継ぎ券を運転士に返却してください。(運賃は支払いません)。

③ 他のあびバスに乗るとき 次の便のあびバスに乗るとき



- ※ 運転士に乗り継ぎ券を見せてください。
- ※ ICカードの場合はタッチしません。

○新旧対照表

新(適用範囲を拡大した場合) ※令和8年7月1日から	旧(現在の適用範囲) ※令和8年6月30日まで
<p>① 目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートのおびバスに乗り継ぐ場合に発行。</p> <p>② 循環型ルート内で終点から「次便」に乗り継ぐ場合に発行。</p> <p>※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。</p> <p>※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。</p> <p>※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。</p>	<p>① 目的地に行くために、最初に乗ったあびバスから別ルートのおびバスに乗り継ぐ場合に発行。</p> <p>※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。</p> <p>※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。</p> <p>※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。</p>

○我孫子市コミュニティバス乗り継ぎ券取り扱い要領(案)…10ページ
 ※令和8年7月1日制定予定

○我孫子市民バス(あびバス)乗り継ぎ券取り扱い実施要領…12ページ
 ※平成19年1月1日制定、令和8年6月30日廃止予定

我孫子市コミュニティバス乗り継ぎ券取り扱い要領（案）

制定日：令和8年 月 日

（趣旨）

第1条 本要領は、我孫子市の運行するコミュニティバス（以下「あびバス」という）の乗り継ぎに関し、必要な事項を定める。

（乗り継ぎの定義）

第2条 本要領において、乗り継ぎの定義は次の各号のとおり定める。

- 一 別ルート乗り継ぎとは、あびバスの利用者（以下「利用者」という）が、目的地に行くために、最初に乗車したあびバスのルートとは異なるルートへ乗り継ぐことをいう。
- 二 次便乗り継ぎとは、始点と終点が同一となる、いわゆる循環型のあびバス路線のルート（根戸ルート、布施ルート、栄・泉・並木ルート）において、利用者が、終点を越えたバス停に行く際に、終点から次の便に乗り継ぐことをいう。

（乗り継ぎ券の発行）

第3条 運行受託事業者は、利用者から乗り継ぎの希望があった場合には、乗り継ぎ券（別添様式）を運転士が発行日を記入し発行する。

（乗り継ぎ券の使用範囲）

第4条 乗り継ぎ券は、発行当日1回に限り有効とし、発行当日以外での使用はできない。

（乗り継ぎ券の提示と返却）

第5条 乗り継ぎ券を所持する利用者は、乗り継ごうとするあびバスに乗車する際に運転士に乗り継ぎ券を提示し、降車する際は返却しなければならない。

（乗り継ぎの際の運賃）

第6条 乗り継ぎ券を所持する利用者の乗り継いだあびバスの運賃は免除する。

（不正使用の禁止）

第7条 第2条に定める乗り継ぎの定義及び第4条に定める使用範囲以外での不正使用が認められた場合は、利用者は適正な運賃を支払わなければならない。

（乗り継ぎ券の報告）

第8条 運行受託事業者は、使用された乗り継ぎ券は、月次の乗降者数報告と併せて我孫子市に提出するものとする。

（協議）

第9条 その他、この要領に定めのない疑義が生じたときは、我孫子市と運行受託事業者間において協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

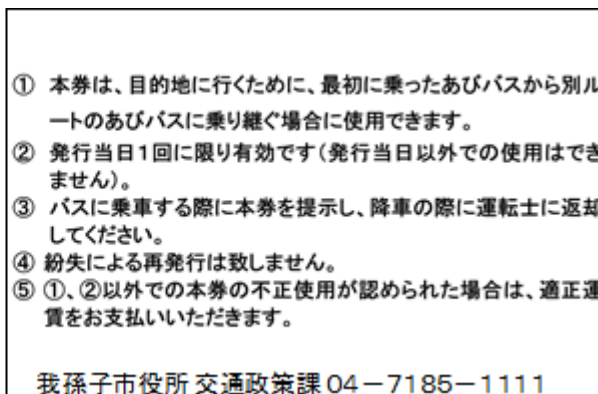
- 1 平成19年1月1日「我孫子市民バス(あびバス)乗り継ぎ券取り扱い実施要領」は、全部廃止する。

別添様式(第2条一号関係)

(表面)



(裏面)



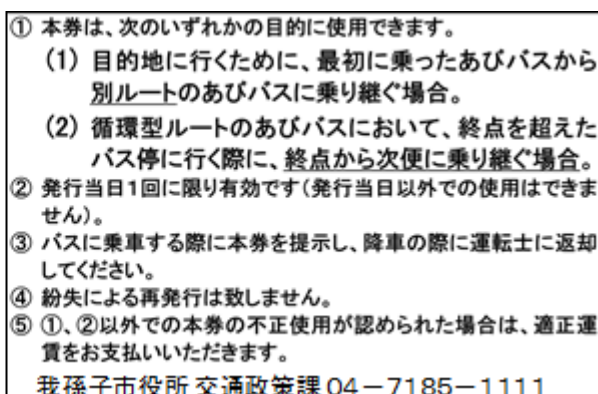
※対象ルート：船戸・台田ルート、新木ルート

別添様式(第2条一号及び二号関係)

(表面)



(裏面)



※対象ルート：根戸ルート、布施ルート、栄・泉・並木ルート

【乗り継ぎ券の色】

- 根戸ルート：白
- 船戸・台田ルート：ピンク
- 布施ルート：黄
- 栄・泉・並木ルート：紫
- 新木ルート：青

我孫子市建設部交通政策課

平成19年1月1日

我孫子市民バス(あびバス)乗り継ぎ券取り扱い実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、我孫子市民バス(あびバス)の乗り継ぎに関し、必要な事項を定める。

(乗り継ぎの定義)

第2条 乗り継ぎとは、目的地まで、我孫子市民バス(あびバス)を利用し「新木ルート」、「栄・泉・並木ルート」、「船戸・台田ルート」、「布施ルート」の間で同日中に乗り継ぐことである。

(乗り継ぎ券の発行)

第3条 運行受託事業者は、乗り継ぎを希望する利用者に対し、乗り継ぎ券を発行する。

(乗り継ぎ券の様式)

第4条 乗り継ぎ券は、別添様式のとおりとする。

(乗り継ぎ券の利用)

第5条 乗り継ぎ券は、受け取った本人が発行当日に限り、最初に乗車した我孫子市民バス(あびバス)と異なるルートに続けて乗車する場合、1回に限り利用できる。

(乗り継ぎの際の運賃)

第6条 乗り継ぐバスの運賃は、無料とする。

(乗り継ぎ券の報告)

第7条 運行受託事業者は、毎月の乗り継ぎ券の発行及び利用の状況を翌月の20日までに我孫子市に報告するものとする。

(協議)

第8条 その他、この要領に定めのない疑義が生じたときは、我孫子市と運行受託事業者間において協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成19年1月1日から施行する。

協議事項4 平和台線廃止及びあびバス平和台ルートについて

○趣旨

民間路線バスの平和台線(布佐駅南口～新木駅南口)は、利用者の減少による不採算により、バス事業者から廃止の意向が示されていましたが、布佐平和台地区の市民生活に影響が大きいことから、交通利便性の維持を目的に、令和6年9月1日から運行費用を市が全額補填して運行を継続しています。

当該路線を持続可能な公共交通とするため、令和8年9月1日より我孫子市が運行を引き継ぎ、市のコミュニティバス「あびバス」の新路線「あびバス平和台ルート」として運行を開始することとしました。

このため、コミュニティバスの運行について、協議するものです。

○平和台線の経過及び今後の予定

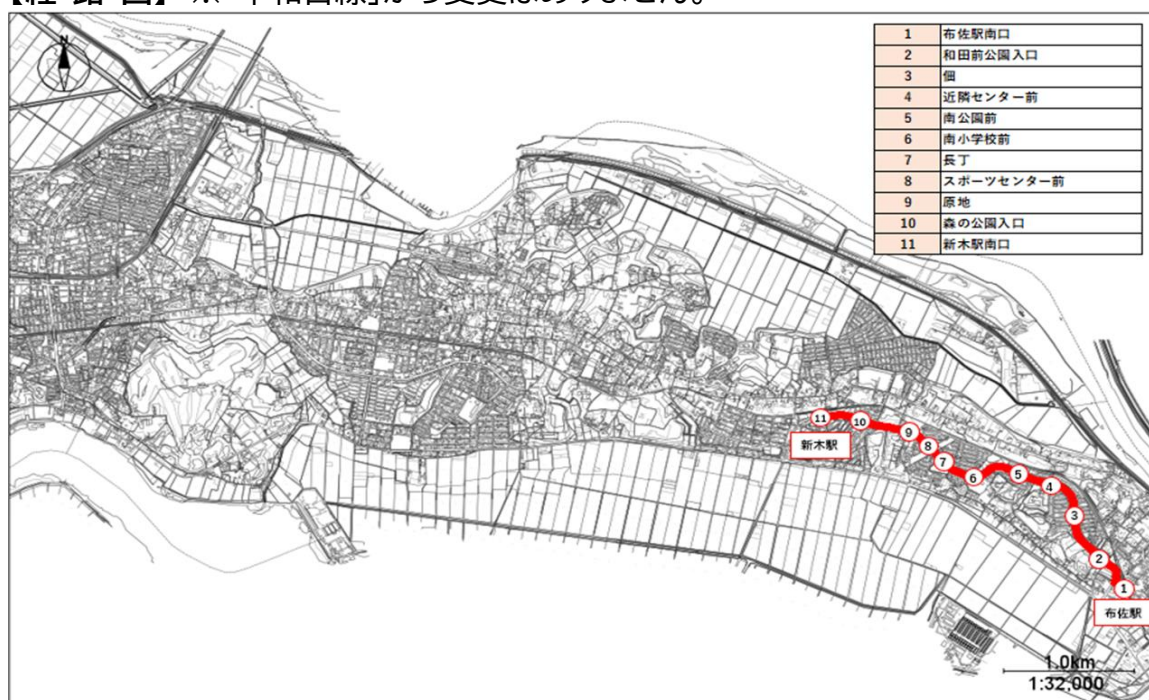
- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 令和5年11月24日 | ・民間路線バス事業者が令和5年度第1回交通会議にて「平和台線」廃止の意向を示す |
| 令和6年9月1日 | ・民間路線バス「平和台線」に対し、市が補助開始 |
| 令和7年12月1日 | ・新規委託事業者選定に伴う入札(申請受付開始) |
| // 12月26日 | ・阪東自動車(株)が落札 |
| 令和8年3月19日付 | ・第4回地域公共交通協議会兼交通会議(書面開催)にてパブリックコメントの実施を報告
(あびバス平和台ルートの運行に係る運賃について) |
| // 4月1日～30日 | ・パブリックコメント(運賃)意見等:15ページ参照 |
| // 5月29日 | ・交通協議会兼交通会議・交通会議分科会開催 |
| // 8月31日 | ・民間路線バス「平和台線」廃止 |
| // 9月1日 | ・「あびバス平和台ルート」運行開始 |

○あびバス平和台ルートの概要

【運行開始】 令和8年9月1日から

【運行日】 毎日

【経路図】 ※「平和台線」から変更はありません。



【時刻表】 ※「スポーツセンター前行き」廃止。

停留所		布佐駅南口発⇒新木駅南口行																	
番号	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1	布佐駅南口	7:17	7:43	8:13	8:37	9:06	10:29	10:59	11:29	11:59	12:59	13:24	13:48	14:21	15:23	16:23	16:47	17:15	18:14
2	和田前公園入口	7:17	7:43	8:13	8:37	9:06	10:29	10:59	11:29	11:59	12:59	13:24	13:48	14:21	15:23	16:23	16:47	17:15	18:14
3	佃	7:18	7:44	8:14	8:38	9:07	10:30	11:00	11:30	12:00	13:00	13:25	13:49	14:22	15:24	16:24	16:48	17:16	18:15
4	近隣センター前	7:19	7:45	8:15	8:39	9:08	10:31	11:01	11:31	12:01	13:01	13:26	13:50	14:23	15:25	16:25	16:49	17:17	18:16
5	南公園前	7:19	7:45	8:15	8:39	9:08	10:31	11:01	11:31	12:01	13:01	13:26	13:50	14:23	15:25	16:25	16:49	17:17	18:16
6	南小学校前	7:20	7:46	8:16	8:40	9:09	10:32	11:02	11:32	12:02	13:02	13:27	13:51	14:24	15:26	16:26	16:50	17:18	18:17
7	長丁	7:21	7:47	8:17	8:41	9:10	10:33	11:03	11:33	12:03	13:03	13:28	13:52	14:25	15:27	16:27	16:51	17:19	18:18
8	スポーツセンター前	7:22	7:48	8:18	8:42	9:11	10:34	11:04	11:34	12:04	13:04	13:29	13:53	14:26	15:28	16:28	16:52	17:20	18:19
9	原地	7:22	7:48	8:18	8:42	9:11	10:34	11:04	11:34	12:04	13:04	13:29	13:53	14:26	15:28	16:28	16:52	17:20	18:19
10	森の公園入口	7:23	7:49	8:19	8:43	9:12	10:35	11:05	11:35	12:05	13:05	13:30	13:54	14:27	15:29	16:29	16:53	17:21	18:20
11	新木駅南口	7:24	7:50	8:20	8:44	9:13	10:36	11:06	11:36	12:06	13:06	13:31	13:55	14:28	15:30	16:30	16:54	17:22	18:21

停留所		新木駅南口発⇒布佐駅南口行																	
番号	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
11	新木駅南口	7:31	8:25	8:49	10:46	11:17	11:47	13:12	13:36	14:04	14:33	15:11	15:35	16:11	16:35	17:03	17:27	18:01	18:32
10	森の公園入口	7:31	8:25	8:49	10:46	11:17	11:47	13:12	13:36	14:04	14:33	15:11	15:35	16:11	16:35	17:03	17:27	18:01	18:32
9	原地	7:32	8:26	8:50	10:47	11:18	11:48	13:13	13:37	14:05	14:34	15:12	15:36	16:12	16:36	17:04	17:28	18:02	18:33
8	スポーツセンター前	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
7	長丁	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
6	南小学校前	7:33	8:27	8:51	10:48	11:19	11:49	13:14	13:38	14:06	14:35	15:13	15:37	16:13	16:37	17:05	17:29	18:03	18:34
5	南公園前	7:34	8:28	8:52	10:49	11:20	11:50	13:15	13:39	14:07	14:36	15:14	15:38	16:14	16:38	17:06	17:30	18:04	18:35
4	近隣センター前	7:35	8:29	8:53	10:50	11:21	11:51	13:16	13:40	14:08	14:37	15:15	15:39	16:15	16:39	17:07	17:31	18:05	18:36
3	佃	7:36	8:30	8:54	10:51	11:22	11:52	13:17	13:41	14:09	14:38	15:16	15:40	16:16	16:40	17:08	17:32	18:06	18:37
2	和田前公園入口	7:37	8:31	8:55	10:52	11:23	11:53	13:18	13:42	14:10	14:39	15:17	15:41	16:17	16:41	17:09	17:33	18:07	18:38
1	布佐駅南口	7:38	8:32	8:56	10:53	11:24	11:54	13:19	13:43	14:11	14:40	15:18	15:42	16:18	16:42	17:10	17:34	18:08	18:39

【運賃】 大人:200円(均一) 小人:100円(均一)

新旧対照表

新(あびバス平和台ルート) ※令和8年9月1日から	旧(平和台線) ※令和8年8月31日まで
<p>(1) 運賃 大人 <u>200円(均一)</u> 小人 <u>100円(均一)</u></p> <p>(2) 適用要件 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生未満無料 ・ICカード利用可 ・障害者 ※手帳提示者のみ (大人 <u>100円</u>、小人 <u>50円</u>) <u>介助者1名に限り大人100円、小人50円</u> ・あびバス免許返納割引証適用 ・あびバス乗り継ぎ券利用可 </p>	<p>(1) 運賃 大人 170~180円 小人 90円</p> <p>(2) 適用要件 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生未満半額(小人と同額) ※小人及び大人と同伴の場合、 無料となる場合がある。 ・ICカード利用可 ・障害者半額 ※手帳提示者のみ 介助者1名に限り半額 ・定期券 </p>

パブリックコメント（あびバス平和台ルート^の運行に係る運賃について）

提出された意見及び、意見に対する市の考え方

提出人数：1名 意見総数：1件

整理 番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	<p>まず、布佐平和台自治会の住民の現状をご案内致します。</p> <p>世帯数 1,250、住民数 2,800 高齢化率 60%以上と、老齢化が著しく進んでいます。</p> <p>現役世代が減り、バス利用者は、発展期に比べ、激減している事は確かです。……が、朝夕の通勤者や、日中の買い物の為に、腰の曲がった高齢者が毎日の利用に全面的に頼っている事も事実です。又、ノンステップバスの運行もある為、車椅子を利用している障がい者や歩行困難と思える老人達にとって、唯一の移動手段である事は疑う余地はありません。</p> <p>そもそも阪東バスとして、利用者減、運転手不足、経費負担増を理由にして撤退したがつている事も解かります。</p> <p>民間企業ですからね。それを補完する為に「あびバス」に切り替わる事も結構な事ですが、それならば、我孫子市が「福祉」を標榜しているのなら、この際、思い切った住民寄りの運賃政策をとっていただきたい。</p> <p>以下提案とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平和台ルートを均一料金とする。 ○ 高齢者、障がい者、小人は 100 円均一、それ以外は 150 円 <p>思い切った値下げですね。</p>	<p>「あびバス」は、地域の移動手段として持続していけるよう収支率 40%を目標とし、全ルート大人 200 円、小人 100 円の均一料金で運行しておりますが、運転士などの人件費や燃料価格の高騰等により、令和 7 年度の「あびバス」全体の収支率は約 33%で、運行経費の 7 割弱を市が負担している状況です。</p> <p>なお、障害者や介助者は半額運賃を適用しています。</p> <p>ご提案いただいた運賃は、利用者に対する市の負担割合が大きく、受益者負担の考え方や他の地域を運行する「あびバス」との公平性からも困難と考えます。</p> <p>今回のあびバス平和台ルートの運行に係る運賃は、平和台地区のバスを維持していくために必要であることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
	理由	<p>我孫子市の財政政策は、西高東低(手賀沼周辺に手厚く、東方地域には手薄な現状)とされています。</p> <p>いいかげんに、平和台住民の事を考えていただきたい。</p>	

我孫子市地域交通協議会・交通会議

協議事項4 平和台線廃止及びあびバス平和台ルートの運行について

道路運送法第15条の2及び同法施行規則第15条の4に掲げる路線の
廃止に伴う変更の協議が調っていることの証明書(案)

令和8年5月29日開催の第1回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

平和台線

2. 協議が調っている路線又は区域

別紙のとおり

3. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

(1)適用日(廃止日)

令和8年8月31日(月)(予定)

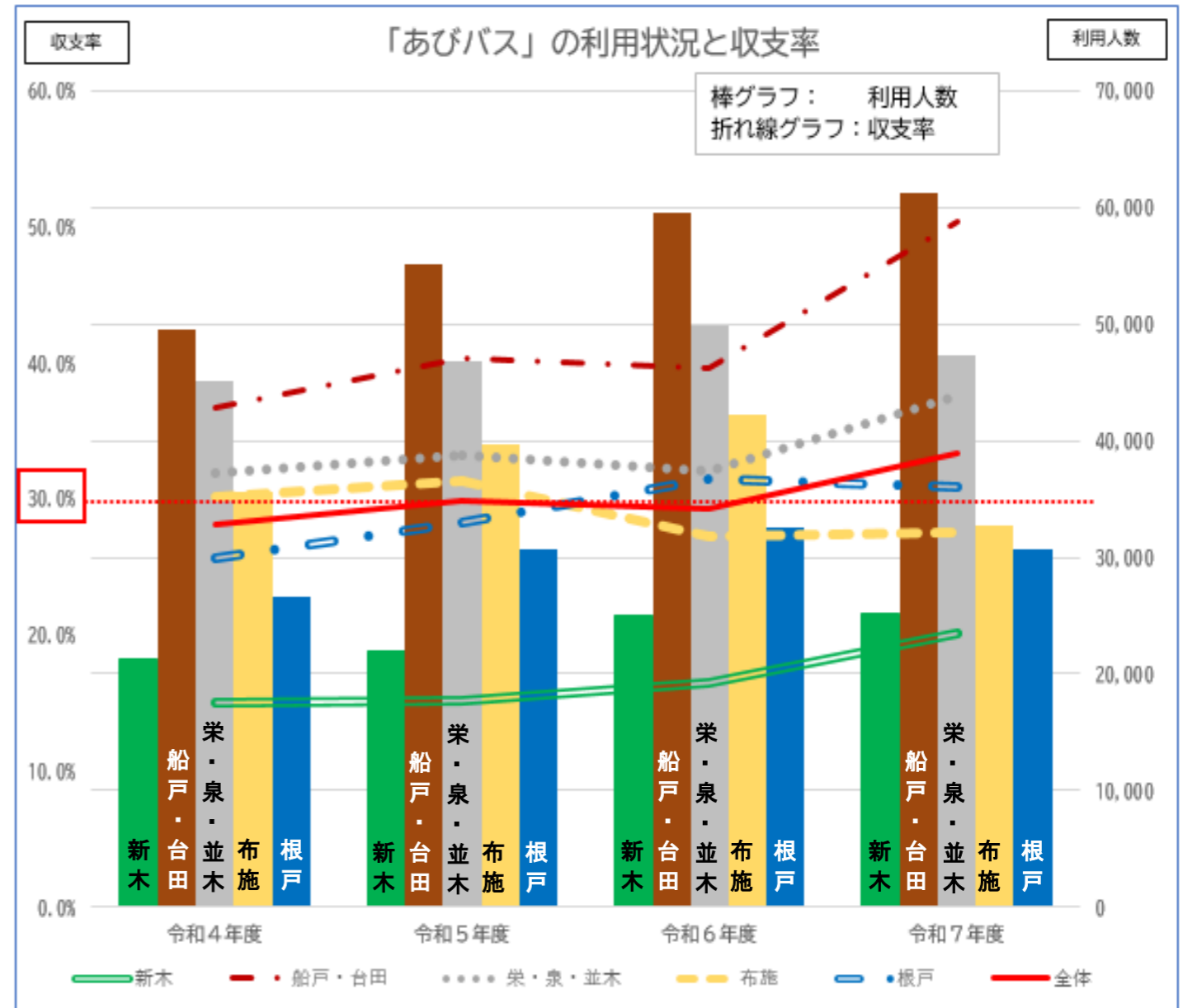
(2)運行事業者

阪東自動車株式会社

令和8年 月 日
我孫子市地域公共交通会議
会長 渡辺 健成

○令和4年度～令和7年年度 年度別データ 利用者数・収支率

利用者数				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新木	21,229	21,966	24,943	25,228
船戸・台田	49,623	55,095	59,573	61,299
栄・泉・並木	45,087	46,798	49,884	47,367
布施	35,669	39,651	42,192	32,742
根戸	26,626	30,764	32,545	30,713
収支率				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新木	15.0%	15.1%	16.5%	20.1%
船戸・台田	36.7%	40.4%	39.6%	50.4%
栄・泉・並木	31.9%	33.2%	32.1%	37.6%
布施	30.1%	31.3%	27.3%	27.5%
根戸	25.6%	28.3%	31.5%	30.9%
全体	28.1%	29.9%	29.3%	33.4%



【解説】

令和8年1月施行の我孫子市地域公共交通計画に、あびバス収支率について、以下のとおりお示ししています。

- ①目標収支率は40%とします。
- ②見直し・改善対象の収支率は30%未満とします。

あびバスは、民間では採算性のないルートを行うことから、目標収支率の40%の達成はハードルが高いと考えます。このため、評価の基準値としての収支率は30%未満とします。ルート毎の収支率が30%未満の状況が2年続いた場合は、運行ルートの見直しや他のルートとの再編を検討します。見直しを実施してもなお収支率30%未満の状況が3年続く場合は、代替策や運行休止を検討します。

報告事項2 あびバス栄・泉・並木ルート^の東邦病院乗り入れについて

○経緯

我孫子東邦病院が令和7年10月14日から柴崎地区に移転開院したことから、病院敷地内にバス停を設置し、あびバス栄・泉・並木ルートの乗り入れを予定していましたが、あびバスの乗り入れ試験運行を行った際に、敷地内に新設された電柱等が支障となり、当初予定していた出口を通過することができず、既に関東運輸局へ届け出済みの運行経路の一部変更について一度取り下げる旨、令和7年11月21日に開催した令和7年度第2回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議にてお示しました。

令和7年1月8日・令和6年度第4回交通会議にて運行経路の一部変更について承認

9月29日・あびバス乗り入れ試験運行

11月21日・令和7年度第2回交通会議にて運行経路の一部変更については、一度取り下げる旨を報告

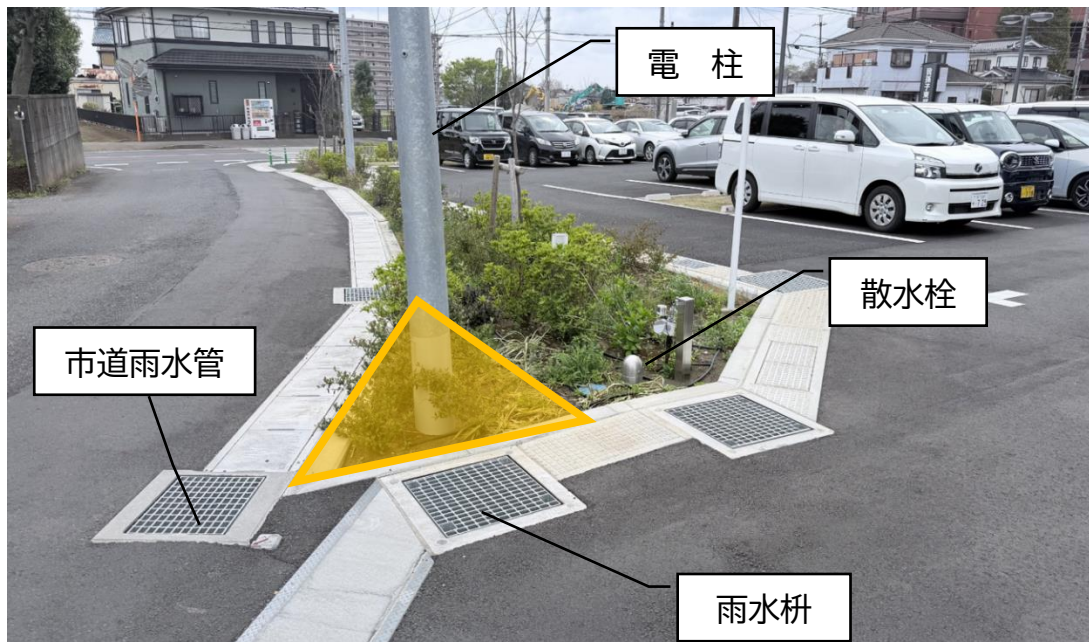
令和8年1月29日・東邦病院と工事施行の可否について協議

令和8年4月6日・東邦病院及び施行事業者と協議

○現状説明

工事項目

- ① 市道雨水管の埋設部分の延長に伴う工事
- ② 病院敷地内の電柱の移設工事
- ③ 病院敷地内の雨水枡・散水栓の移設に伴う工事(設計が必要)
設計業務・・・100万円



○今後の方向性

病院敷地内へのあびバスの乗り入れを見送り、病院の送迎バスや、あびバスの「我孫子市教育委員会」停留所のご利用いただく方針とします。

○地域住民への周知

市ホームページにて掲載予定

報告事項3 令和8年度 我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金について

○経緯

令和4年7月より4回、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響を受けている市内公共交通事業者等に対し支援金の交付を行いましたが、引き続き、令和8年7月に5回目となる支援金の交付を予定しています。

本交付事業は、地域公共交通会議予算ではなく、市会計予算からの支出となりますが、公共交通事業者支援事業の一環として、本会議にてご報告します。

交付対象や金額、についての詳細は以下の通りとなります。

○支援金交付対象・支援金額

種別	交付対象車両の要件	支援金の額
路線バス事業者	路線バス定期運行専用車両	1台当たり 20,000円
タクシー事業者	タクシー営業車両(福祉輸送限定の車両を除く。)	1台当たり 10,000円
送迎バス事業者	送迎バスの空席を活用した高齢者等外出応援事業に利用され、高齢者等が乗車することができる車両	1台当たり 20,000円

○今後の予定

令和8年6月議会で補正予算可決後、7月中旬を目途に我孫子市公共交通事業者等に通知します。